

【提案評価基準】

1. 審査方法

(1) 審査方式

本業務は、事業者の有する専門的な知識やノウハウ、技術力等を活用することが必要であることから、受託者の選定に当たっては、公募型プロポーザル方式を採用し、企画提案内容とともに提示された参考見積価格を総合的に評価する。

(2) 受託者決定フロー

受託者決定フローは図 1-1 に示すとおりである。

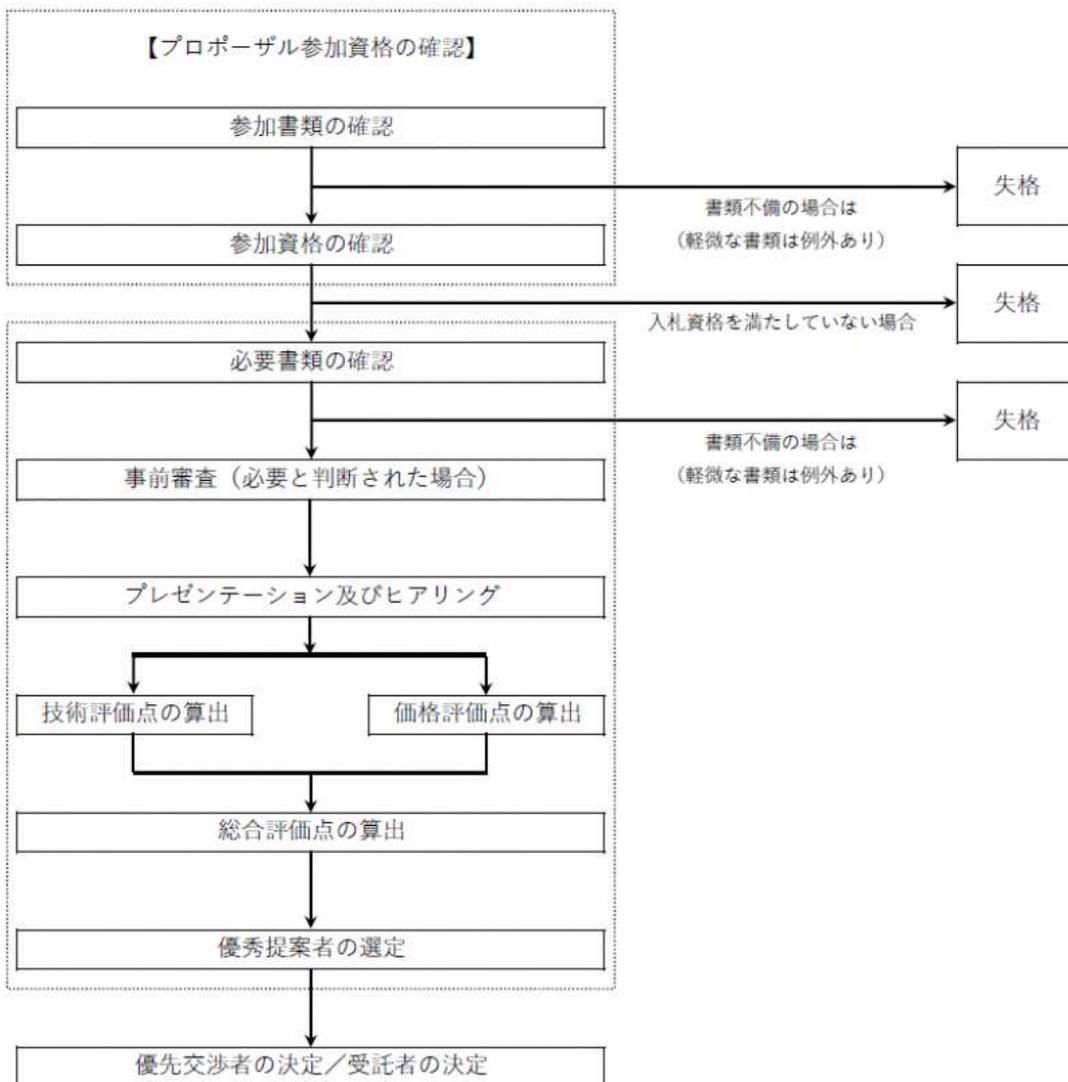


図 1-1 受託者決定フロー

(3) 委員会の設置

発注者は企画提案書等の審査を専門的知見に基づいて実施するため、「審査委員会」(以下、「委員会」という。)を設置している。委員会の委員は、羅臼町職員により構成している。

なお、参加者は募集公告から優秀提案者の選定までの間に、本業務について委員に対して直接又は間接を問わず接触を試みた場合、当該参加者は参加資格を失うことがあるので留意すること。

2. 審査内容

(1) プロポーザル参加資格の確認

a. 必要書類の確認

発注者は、参加者から提出された参加資格確認書類について、「実施要領」にて求めた必要書類がすべて揃っていることを確認する。書類不備の場合は失格とする。ただし軽微な書類不備等の場合は、この限りでない。

b. 参加資格の確認

発注者は、参加者から提出された参加資格確認書類に基づき、参加者が「実施要領」に定める参加資格要件を満たしていることを確認する。参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

(2) 企画提案審査

a. 必要書類の確認

発注者は参加者から提出された企画提案書について、「実施要領」にて求めた必要書類がすべて揃っていることを確認する。書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りでない。なお、参加者が多数あるなど、発注者及び委員会が必要と判断した場合は、発注者において「3. 総合評価点の算出方法」に基づき事前審査を実施した上で委員会に諮ることにより、委員会での審査対象者を限定することがある。

b. プレゼンテーション及びヒアリングの実施

発注者及び委員会は、必要書類が確認できた参加者を対象として、必要に応じて提案内容の確認等のために、参加者にプレゼンテーションを求め、ヒアリングを実施する。提案内容審査ではヒアリング時の対応内容も勘案する。なお、参加者が多数あるなど発注者において事前審査を実施した場合は、委員会での審査対象者のみにプレゼンテーションを求め、ヒアリングを実施する。

c. 提案内容審査

委員会は、企画提案書のうち技術的提案などの非価格要素の内容について審査し、「3 総合評価点の算出方法」に基づき得点化（技術評価点の算出）を行う。

発注者は、参考見積価格について「3. 総合評価点の算出方法」に基づき得点化（価格評価点の算出）を行う。

d. 総合評価点の算出

技術評価点及び価格評価点を合算し、総合評価点を算出する。総合評価点が 60 点未満の場合は不合格とする。

e. 優秀提案者の選定

発注者及び委員会は、総合評価点によって参加者の評価順位を決定するとともに、最も高い提案を優秀提案とし、当該提案を行った者を優秀提案者として選定する。優秀提案者が2者以上あるときは、参考見積価格が低い提案を行った者を優秀提案者として選定する。この場合において、参考見積価格が同額である時は、委員会に諮って優秀提案者を選定する。

(3) 優先交渉権者及び受託者の決定

発注者は、選定結果をもとに優先交渉権者を決定し、見積を依頼するとともに契約交渉を行い、受託者を決定する。発注者は、優先交渉権者と契約締結に至らなかったときは、委員会の選定結果の上位者から順に契約交渉を行う場合がある。

3. 総合評価点の算出方法

(1) 配点方針

企画提案書で求める内容の評価について、非価格要素に関する企画評価点と価格要素に関する価格評価点の配点は、それぞれ70点及び30点を満点とし、企画評価点と価格評価点を加算して得られる合計点を総合評価点とする。

総合評価点 = 企画評価点 (70点満点) + 価格評価点 (30点満点)

(2) 企画提案書の審査項目等

企画評価点及び価格評価点の算出にあたって、企画提案書の審査項目、内容及び配点は表3-1のとおりとする。

表3-1 企画提案書の審査項目、内容及び配点 (技術：価格 = 70 : 30)

区分	審査項目	内 容	配点
企画提案内容	企画提案概要	(共通) ・効率的かつ確実な実施方法が具体的に述べられているか ・同種又は類似業務に関する実績があるか	(12) 5
	方針・コンセプト	・水道自動検針導入業務に関する基本的な考え方が明確に述べられているか ・検針業務に関する知識が十分か	7
	各種機能・仕様提案	(共通) ・業務仕様書の内容を十分に達成しているか ・未達の場合の代替策は適切か	(58) 10
	無線通信端末	・羅臼町の環境においても使用可能か ・長期利用を想定しているか	12
	自動検針システム	・利便性を有しているか ・システム利用者を考慮した利便性を有しているか	12

	Web 通知システム	・利便性を有しているか ・システム利用者を考慮した利便性を有しているか	12
	アフターフォロー提案	・長期かつ安定的にサポートが可能か	12
価格	参考見積価格	・予定価格を超過していないか	10
	ランニング費用	・ランニングコストが過剰にかからないか	20

(3) 評価点の算出方法

表3-2に示す4段階評価による得点化方法により審査項目別に得点を算出し、その合計を評価点とする。なお、審査項目別の得点は、小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2まで求める。

表3-2 評価点の得点化方法

評価	評価基準	
A	当該審査項目について、特に優れている。	配点×1
B	当該審査項目について、優れている。	配点×3/4
C	当該審査項目について、内容を満たしている。	配点×1/2
D	当該審査項目について、内容が不十分である。	配点×0

ただし、審査項目のうち参考見積価格および内訳は以下により得点化する。

a. 参考見積価格

- ①参考見積価格は、本業務に係る令和6年度費用とする。
- ②企画提案審査において必要書類の確認ができた参加者中、参考見積価格に記載された価格が、契約上限価格を超える者の価格評価点は0点とする。
- ③参考見積価格に記載された価格が、契約上限価格以下の者のうち、最低の者に配点の満点である10点を付与する。
- ④上記②③以外の参加者の得点は、下記の式により③の最低価格との比率をもって少数点以下第3位を四捨五入し少数点以下第2位で求める。

$$\text{価格評価点} = \text{配点 (10点)} \times \text{最低価格} \div \text{当該参加者の価格}$$

b. ランニング費用

- ①別添2の資料に従い(1)参考見積価格の内容のほか、導入後に係るランニング費用(ランニングコスト)項目および単価を記載すること。
- ②「(1)参考見積価格」において、価格評価点が0点となった参加者はランニング費用の価格評価点も0点とする。
- ③上記②以外の参加者のうち、導入後に係る費用および単価を用いて羅臼町が別途試算するランニング費用合計が、最低の者に配点の満点である20点を価格評価として付与する。
- ④上記②③以外の参加者の得点は、下記の式により③の最低価格との比率をもって少数点以下第3位を四捨五入し少数点以下第2位で求める。

$$\text{価格評価点} = \text{配点 (20点)} \times \text{最低価格} \div \text{当該参加者の価格}$$